

### 自動車の住所変更について

自動車税の納税通知書は、4月1日現在の自動車登録の住所地へ送付されています。引っ越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録を忘れずをお願いします。3月中に住所変更登録を済ませることができない事情がある方は、お近くの地域県民局県税部にご連絡ください。

また、県のホームページ(<http://www.pref.aomori.lg.jp/zeimu/>)でも自動車税の住所変更の届出を受け付けています。

### 自動車税口座振替について

県では、自動車税の口座振替の申込みを受け付けています。平成20年度分の自動車税の口座振替の申込期限は、平成20年4月30日です。お早め  
に取扱金融機関や地域県民局県税部でお申し込みください。